



日本モーゲージバンカー協議会 コンプライアンス遵守宣言

1. 日本モーゲージバンカー協議会及びその加盟機関は、以下の取組を真摯に行い、フラット35の適正利用を推進し、法令はもちろん、住宅金融支援機構が制定する規程・マニュアルなどに基づく自主点検を年に1回実施し、各加盟店における取組が適正に行われていることを確認してまいります。
 - (1) 借入申込者への住宅取得目的の確認及び記録
 - (2) 住宅取得費用及び自己資金の確認及び記録
 - (3) 4要件確認（在籍確認、借入意思確認、本人確認、原本確認）の徹底
 - (4) 不適正利用判明時には厳格に対応
2. 加盟機関が契約する代理店については、適正な業務運営を確保するため、法令はもちろん、住宅金融支援機構が制定する規程・マニュアル等に基づく自主点検を年に1回実施し、各代理店における業務が適正に行われていることを確認してまいります。

2024年12月
一般社団法人 日本モーゲージバンカー協議会

